

**森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税  
の使途に係るガイドライン**

**Ver.1.0**

**宮城県農林水産部林業振興課**

**平成31年3月**

# 目次

<b>1章 市町村業務に関わる事項</b>	<b>1</b>
1.1 スケジュール	1
1.2 市町村の業務及び実施体制	2
1.3 広域連携協議会	6
1.4 森林所有者に対する意向調査と経営管理権の取得	9
1.5 条件不利森林	19
1.6 市町村の使途事業	22
1.7 公表の手法	36
<b>2章 県業務に関わる事項</b>	<b>37</b>
2.1 森林経営管理制度における県の役割	37
2.2 推進体制	37
2.3 林業普及指導員等による技術支援	38
2.4 県による代替執行	38
2.5 県の使途事業	38
2.6 意欲と能力のある林業経営者の選定	40
<b>3章 基金条例の制定</b>	<b>42</b>
3.1 基金条例の必要性	42
3.2 基金条例の例	42
3.3 制定スケジュール	43

## **【本ガイドラインの位置づけ】**

本ガイドラインは、市町村が推進する森林経営管理制度や森林環境譲与税の円滑な運用を支援するために作成しました。

「森林経営管理法」や「森林経営管理制度の運用に係る事務の手引き」等をもとに、本県の実情に合わせ、一定の指針や目安を示したものですので、業務の進め方や具体のスケジュール等については、市町村の判断により実施願います。

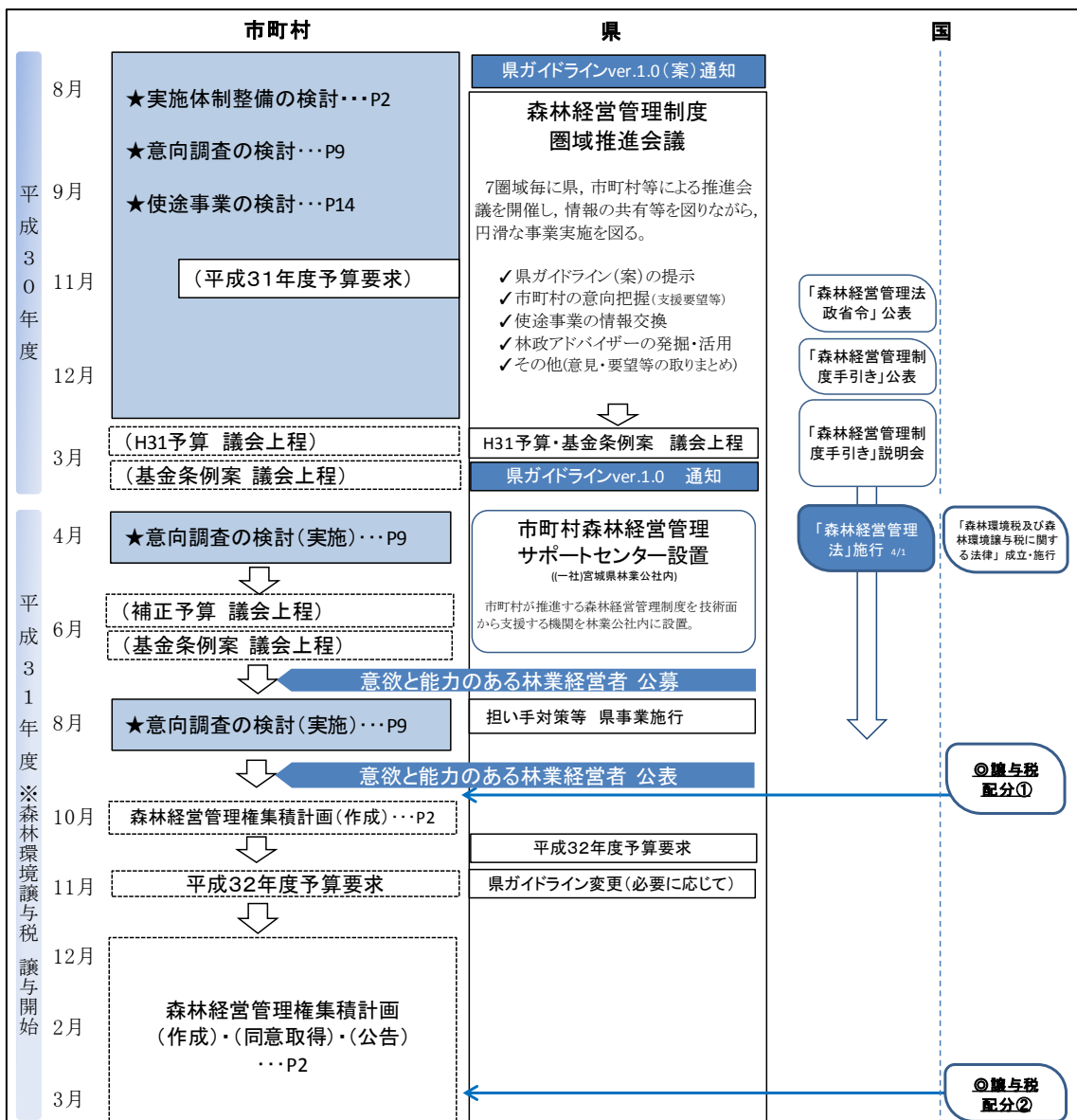
なお、市町村の意見、要望を聴きながら、適宜更新していく予定です。

# 1章 市町村業務に関わる事項

## 1.1 スケジュール

平成31年度から森林経営管理法の施行と併せ森林環境譲与税の譲与が開始されます。各市町村や県では、これに先立ち平成30年度から実施体制の検討、意向調査の準備等を進めてきました。

平成31年度以降の円滑な業務の推進に向け、以下に、参考スケジュールを示します。



※ 譲与税の使途の公表については決算を議会の認定に付したときに速やかに行う必要があります。(P36 参照)

※ ★印は優先的に検討が必要なもの。点線囲は、準備時期により多少時間が前後するものを示します。

## 1.2 市町村の業務及び実施体制

### 1.2.1 市町村が担う主な業務

手引き〇 は「森林経営管理制度に係る事務の手引き」の関連頁をさす。

(森林経営管理制度)

森林経営管理制度は、森林経営管理法に基づき市町村が経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る制度です。市町村の主な役割・業務には、次のようなものがあります。

#### (1) 経営管理意向調査（以下、意向調査）（森林経営管理法第5条）

手引き 10～25

森林を自ら経営・管理するのか、市町村に委託するのか、森林所有者の森林経営・管理の意向を把握するため、意向調査を実施します。

⇒意向調査については 1.4 に記載されています。

#### (2) 経営管理権集積計画（以下、集積計画）の作成（森林経営管理法第4条）

手引き 26～49

意向調査の結果、森林所有者が経営・管理を市町村に委託する意向を示し、集積計画作成申出の申請があった場合に、市町村が作成します。集積計画は多数の森林所有者の権利を一斉に設定する契約書の束のようなもので、公告することにより、契約締結行為を要さず権利を設定できます。

なお、共有者の一部が不確知の場合や市町村が森林所有者の全部を確知できない場合は、公告や裁定の手続きにより同意したものと見なす特例があります。

#### (3) 市町村森林経営管理事業の実施検討（森林経営管理法第33条）

手引き 30～34

市町村は集積計画の公告により経営管理権を取得した後、

- ①林業経営に適した森林
- ②自然的条件に照らして林業経営に適さない森林（＝条件不利森林）  
又は再委託に至るまでの森林

①②のどちらに当たるかを判断します。なお、再委託に至るまでの森林とは、現状では効率的な施業ができないが、将来、路網整備を行う予定があり、整備を行うことで民間事業者への再委託が可能となる森林です。

⇒①②の仕分けについての詳細は 1.5 に記載されています。

#### (4) 経営管理実施権配分計画（配分計画）の作成（森林経営管理法第35条）

手引き 52～59

(3) ①に当たる森林については、市町村が「意欲と能力のある林業経営者」に経営管理を委託します。委託に当たっては、林業経営者に経営管理実施権を設定するため、

配分計画を作成する必要があります。配分計画も公告することにより、契約締結行為を要さず、森林所有者・市町村・林業経営者間での権利義務関係を設定することができます。

(5) 市町村森林経営管理事業の実施 手引き 50~51

(3) ②に当たる森林については、市町村が自ら複層林化その他の手法により、経営管理を行うこととなります。なお、当該事業については、森林環境譲与税を活用することができます。

⇒市町村の使途事業の詳細は 1.6 に記載しています。

(森林環境譲与税)

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、市町村が実施する森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設されるものです。森林経営管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税が平成31年度から譲与され、市町村は、新税の創設趣旨に沿って、「間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進のため」に適切に執行するとともに、使途等を公表しなければなりません。市町村の主な役割・業務には、次のようなものがあります。

(1) 基金条例の制定と基金の管理

基金条例の制定については、3章に詳しく記載しています。

(2) 森林環境譲与税を活用した事業実施

市町村の使途事業については、1.6 に詳しく記載しています。

(3) 森林環境譲与税の使途等を公表

使途等の公表については、1.7 に詳しく記載しています。

## 1.2.2 市町村の実施体制整備

市町村は、森林経営管理制度の施行及び森林環境譲与税創設に伴い、1.2.1のような様々な業務や役割を担うこととなります。このため、下記のような方法も参考に、実施体制の整備・拡充について検討されることをおすすめします。

なお、検討に当たっては、森林環境譲与税の譲与額が、市町村の体制整備の進捗等を考慮し、徐々に増加するように設定されている点についても留意が必要です。

### (1) 森林経営管理制度を推進するために必要となる臨時職員の雇用

森林経営管理制度を推進するため、新たに臨時職員を雇用し、当該業務に従事させる場合は、臨時職員を雇用するための経費に森林環境譲与税を活用することができます。

※正規職員の人件費は、地方交付税で措置されていることから、原則として、森林環境譲与税を充当することはできないとされています。

### (2) 地域林政アドバイザーの活用

市町村が、森林・林業に関して知識や経験を有する者を雇用する、あるいはそういった技術者が所属する法人等に事務を委託することを通じて、市町村の森林・林業行政の体制支援を図るものです。

この取組を行う市町村に対しては、特別交付税により雇用や委託の経費が措置されることになっています。(措置率 0.7, 上限額 350 万円)

#### <地域林政アドバイザー対象者の要件>

- ✓ 森林総合監理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者
- ✓ 技術士（森林部門）、林業技士
- ✓ 認定森林施業プランナー
- ✓ 地域に精通し林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修※を受講する者

#### 法人へ委託 -北海道小清水町-

林務専門職員が不在の中、以前から町有林の管理等のアドバイスを受けていた網走地区森林組合に、29年度より制度を活用して業務を委託しました。間伐等の施業現場の調査や経営計画に対する指導を受けており、小清水町の森林を熟知している網走地区森林組合に業務委託することで、今後、これまでなかなか目の行き届かなかった町有林の整備のほか、木材利用の推進にも取り組んでいくこととしています。

#### 小清水町の地域林政アドバイザー

網走地区森林組合  
森林施業プランナー



(林野庁リーフレットより)

※研修については県から随時情報提供します。活用したい市町村は各地方振興事務所、県林業振興課へ御相談ください。

◇市町村実施体制のイメージ

パターン1 臨時職員の雇用 ⇒ 森林環境譲与税の充当可

※パターン1の場合、国の研修等を受講すれば地域林政アドバイザーとして特別交付税措置することが可

パターン2 地域林政アドバイザーの活用 ⇒ 特別交付税措置

パターン3 地域林政アドバイザーが在籍する法人へ委託 ⇒ 特別交付税措置

(3) 広域連携協議会の設置及び事業実施

広域連携協議会については、1.3 に詳しく記載しています。

## 1.3 広域連携協議会

### 1.3.1 基本的な考え方

単一の市町村で事業が実施できない場合、または事務や作業の効率化・合理化の観点から複数の市町村で事業実施した方が効果的である場合等は、協議会の設置等により、他自治体と共同処理することが可能です。広域連携が効率的と考えられる例としては、下記のようなケースが想定されます。

- ケース1)：対象森林が過少である。
- ケース2)：対象森林が隣接市町村境に近接している。
- ケース3)：森林整備事業等に係るノウハウが不足している。

### 1.3.2 広域連携協議会の設置等の手順

- (1) 市町村間による設置に向けた合意形成
- (2) 規約の策定（規約の例は下記のとおりです。）
- (3) 運用方法の検討（事業内容，実施方法，費用負担，役割分担等）

(参考例) ○○地域森林経営管理制度運営協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会（以下「協議会」という。）は、森林経営管理法（平成30年法律第○○号）第1条第1項に規定する「林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資する」ため、同法第○条に規定する「経営管理集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、または経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置（以下「森林経営管理制度」という。）を共同して執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会は、○○地域森林経営管理制度運営協議会という。

(協議会を設ける町村)

第3条 協議会は、○○町、○○町、○○村、○○町及び○○町（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

(協議会の処理する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 関係町村による森林経営管理制度の運営に関する事務
- (2) 協議会運営に係る関係町村間の連絡調整に関する事務
- (3) その他前2号に係る課題で第13条に規定する会議の議決により必要と認められた事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、第6条に既定する会長が所属する市町村役場内に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係町村の長が協議して定めた町村長をもって、これに充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長の任期は、2年とする。

4 会長は、非常勤とする。



(副会長)

第8条 副会長は、第9条に既定する委員の互選により、1人を定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 副会長の任期は2年とし、補欠副会長の任期は前任者の残任期間とする。

4 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、会長を除く関係市町村の長をもって、これに充てる。

2 委員の任期は、関係町村の長としての任期による。

3 委員は、非常勤とする。

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務に従事する職員は、会長である市町村の長が、その補助機関たる職員のうちから、これを選任する。

3 会長は、協議会の事務に従事する職員のうちから主任の者（以下「事務局長」という。）を定めなければならない。

4 事務局長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

2 会長は、委員の1人以上のものから会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめ通知しなければならない。

(会議の運営)

第12条 会議は、在任委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数により決定する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第13条 協議会は、第4条各号に掲げる事項を専門的に協議又は処理するため、幹事会をおく。

2 幹事会は、関係市町村の長が、その補助機関たる森林・林業行政を担当する管理職相当の職員のうちからそれぞれ選任した者をもって組織する。

3 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係町村の名においてする事務の管理及び執行)

第14条 協議会は、その相当する事務を関係市町村の名において管理し及び執行する場合においては、当該事務を関係市町村の当該事務に関する条例、規則その他の規定等の定めるところにより管理し及び執行するものとする。

(経費の支弁の方法)

第15条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用（以下「費用」という。）は、関係市町村が負担する。

2 前項の規定により関係町村が負担する金額（以下「負担金」という。）は、協議会の予算において定めるものとし、関係市町村の負担割合は次のとおりとする。

(1) 費用の5割を関係町村で均等に負担する。

(2) 費用の5割を関係町村の前々年度末現在の森林面積, 〇〇〇〇, 〇〇〇により按分して負担する。

(3) 前2号の計算により生じた端数は、会長が所属する町村の負担金で調整する。

3 関係町村は、第1項の規定による負担金を毎年度の前期及び後期の始30日以内に、協議会に交付しなければならない。

(予算)

第16条 協議会の予算は、前条の規定により交付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の費用をその歳出とし、会議の議決を経なければならない。

2 協議会の予算の調製、会計年度は、関係市町村の例によるものとし、その事務は会長が行う。

3 会長は、第1項の規定により予算が議決を経たときは、速やかに当該予算の写しを関係市町村の長に送付しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。ただし、支出に当たり一時的に保管する現金についてはこの限りでない。

(決算)

第18条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を調製し、会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、速やかに当該決算の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(財産の取得管理及び処分又は公の施設の設置管理及び廃止の方法)

第19条 協議会の担当する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、関係市町村が協議会と協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は協議会が行う。

2 前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、協議会は、関係町村の当該管理に関する条例、規則その他の規定の定めるところにより行うものとする。

(事務処理の状況の報告)

第20条 協議会は、毎会計年度少なくとも1回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理状況を記載した書類を、関係町村の長に提出するものとする。

(関係市町村長の監視権)

第21条 関係町村の長は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執行した事務について報告をさせ又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

(協議会解散の場合の措置)

第22条 協議会が解散した場合においては、関係町村がその協議によりその事務を承継する。

この場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、事務を承継した関係市町村において、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

(委任)

第24条 この規約に定めるもののほか、協議会の担当する事務の管理及び執行その他協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

## 1.4 森林所有者に対する意向調査と経営管理権の取得

手引き 10～

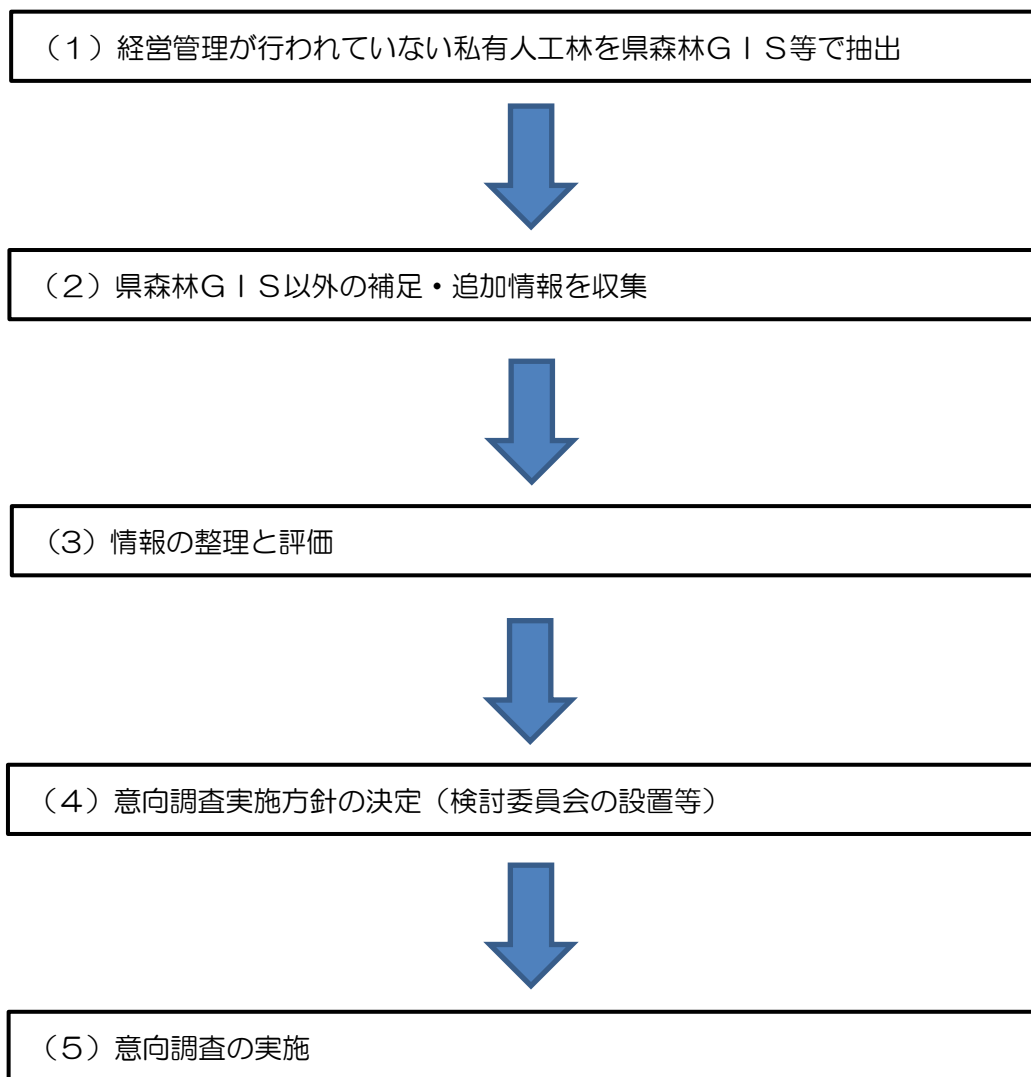
### 1.4.1 基本的な考え方

市町村は、経営管理の状況や地域の実情等から市町村内森林の経営管理権を集積する必要があると認める場合、経営管理権集積計画（以下、集積計画）を定め、当該森林の経営管理等を行うよう努めなければなりません。（森林経営管理法第3条及び第4条）

その際、該当する森林所有者に対し、経営管理意向調査（以下、意向調査）を実施することとなります。（森林経営管理法第5条）

### 1.4.2 意向調査のフロー

意向調査の標準的な流れは下記のとおりです。詳細は事項 1.4.3（1）～（5）を参照ください。



### 1.4.3 意向調査の事前準備

手引き 15～

#### (1) 経営管理が行われていない私有人工林を県森林GIS等で抽出

- ① 県森林情報管理システムの「演算式方式」による検索機能を使って、下記条件に係る条件式を入力後、対象候補森林を検索・抽出し、着色します。

- イ 森林経営計画が作成されていない森林
- ロ 人工林（私有林※林業公社，森林整備センター除く）
- ハ 5 齢級～標準伐期齢：10 年以上間伐をしていない森林（21 年生～標準伐期齢）
- ニ 標準伐期齢～：15 年以上間伐をしていない森林

※県GISシステム以外のシステムを導入しており作業が複雑になる場合は、標準伐期齢以上の15年間間伐未実施だけを着色してもよい

非定型検索 (森林簿関連)

ファイル(F)

条件式:

```

森林簿.市区町村CD=444
AND 森林簿.森林所有形態CD IN
(1,2,3,4,5,6,13,15,16,17,18)
AND 森林簿.林種CD='J'
AND 森林簿詳細.林齢>25]
AND NVL(森林簿.森林の種類1CD,0) NOT IN (91,92)
AND NVL(森林簿.森林の種類2CD,0) NOT IN (91,92)
AND NVL(森林簿.森林の種類3CD,0) NOT IN (91,92)
AND NVL(森林簿.森林の種類4CD,0) NOT IN (91,92)
AND NOT EXISTS(SELECT * FROM 経営計画 K,経営計画詳細

```

テーブル: 森林簿

項目:

値:

演算子: = > < Not

IS Null IS Not Null

論理接続: And Or ( )

検索(F) キャンセル(C)

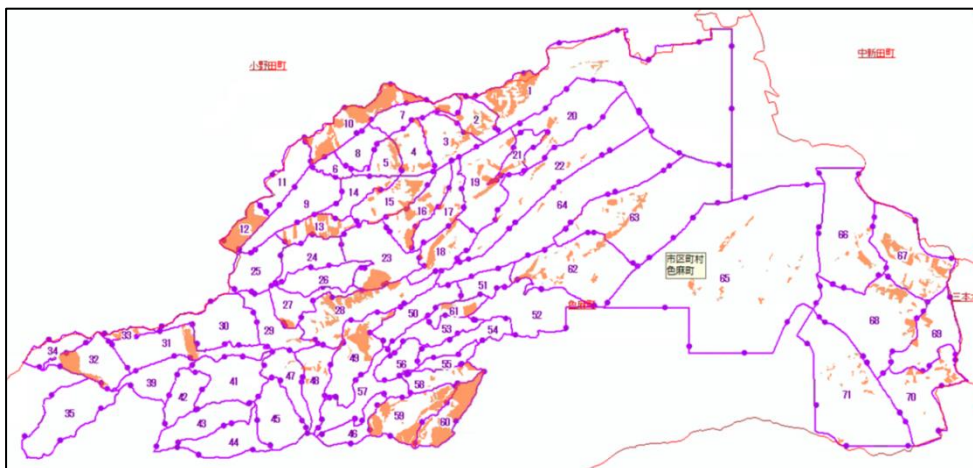
事前に県で配布する条件式シート  
条件式をコピー＆ペーストする。

```

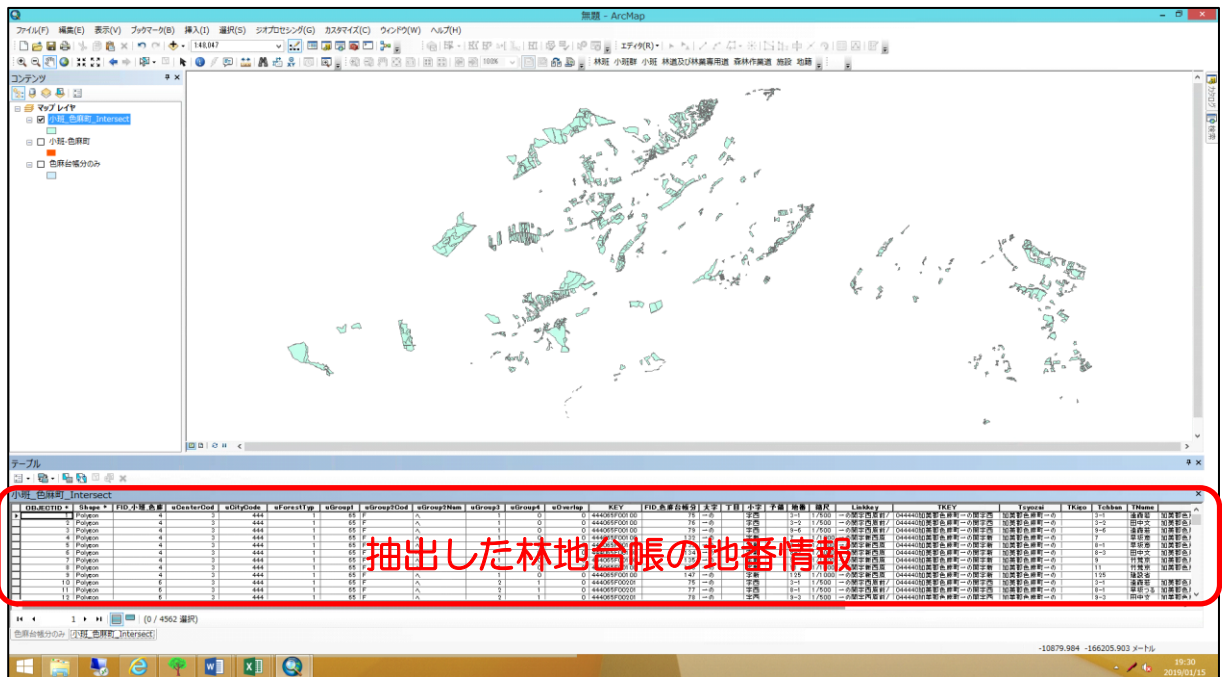
森林簿.市区町村 CD=444
AND 森林簿.森林所有形態 CD IN (1,2,3,4,5,6,13,15,16,17,18)
AND 森林簿.林種 CD='J'
AND 森林簿詳細.林齢>25
AND NVL(森林簿.森林の種類 1CD,0) NOT IN (91,92)
AND NVL(森林簿.森林の種類 2CD,0) NOT IN (91,92)
AND NVL(森林簿.森林の種類 3CD,0) NOT IN (91,92)
AND NVL(森林簿.森林の種類 4CD,0) NOT IN (91,92)
AND NOT EXISTS(SELECT * FROM 経営計画 K,経営計画詳細 KS
WHERE K.作成年度=KS.作成年度
AND K.経営計画 ID=KS.経営計画 ID
AND K.現行変更回数=KS.変更回数
AND K.計画状態 CD=6
AND KS.市区町村 CD=森林簿.市区町村 CD
AND KS.林班=森林簿.林班
AND KS.小班群 CD=森林簿.小班群 CD
AND KS.小班=森林簿.小班
AND KS.小班枝番=森林簿.小班枝番)
AND NOT EXISTS(SELECT * FROM 施業履歴 SR
WHERE 施業種 CD NOT IN (40,70)
AND SR.市区町村 CD=森林簿.市区町村 CD
AND SR.林班=森林簿.林班
AND SR.小班群 CD=森林簿.小班群 CD
AND SR.小班=森林簿.小班
AND SR.小班枝番=森林簿.小班枝番)

```

【着色した森林計画図】 ※例：色麻町



② 同システム上で着色した小班について林地台帳の地番情報を抽出します。



③ ②で作製された小班に対する地番情報をエクセルファイルで出力し、不要な列等は非表示にする等、整理します。

↓ 林小班		↓ 山林所在地		↓ 所有者	↓ 所有者住所		↓ 面積
K	M	Y	AE	AF	AI	AQ	
KEY	大字名	TKEY	TName	TAddr	TTImcCl	Shape_Area	
2	444066B02900	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢39-1	宮城一郎	加美都色麻町一の関字姥ヶ沢38番地	07	36
3	444066B02800	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢39-1	宮城一郎	加美都色麻町一の関字姥ヶ沢38番地	07	318
4	444066B03000	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢39-1	宮城一郎	加美都色麻町一の関字姥ヶ沢38番地	07	106
5	444066B02700	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢39-1	宮城一郎	加美都色麻町一の関字姥ヶ沢38番地	07	90
6	444066C01000	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢40-1	宮城次郎	加美都色麻村一の関字姥ヶ沢42番地の2	01	171
7	444066B03100	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢40-1	宮城次郎	加美都色麻村一の関字姥ヶ沢42番地の2	01	52
8	444066B03000	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢40-1	宮城次郎	加美都色麻村一の関字姥ヶ沢42番地の2	01	56
9	444066C01100	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢40-7	宮城次郎	加美都色麻村一の関字姥ヶ沢42番地の2	01	26
11	444066C01000	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢40-7	宮城次郎	加美都色麻村一の関字姥ヶ沢42番地の2	01	65
12	444066B02900	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢40-7	宮城次郎	加美都色麻村一の関字姥ヶ沢42番地の2	01	43
13	444066B03000	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢40-7	宮城次郎	加美都色麻村一の関字姥ヶ沢42番地の2	01	84
15	444066C01000	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢42-1	宮城一郎	加美都色麻町一の関字姥ヶ沢38番地	07	1228
16	444066C01100	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢42-4	宮城次郎	加美都色麻町一の関字姥ヶ沢42番地の2	07	133
19	444066C01000	一の関	044440加美都色麻町一の関字姥ヶ沢42-4	宮城次郎	加美都色麻町一の関字姥ヶ沢42番地の2	07	1702
20	444065C01200	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-1	宮城三郎	加美都色麻町一の関字高野北向1番地	08	1
21	444065C00700	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-1	宮城三郎	加美都色麻町一の関字高野北向1番地	08	66
24	444065C00700	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-1	宮城三郎	加美都色麻町一の関字高野北向1番地	08	0
25	444065C00200	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	193
26	444065C00500	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	739
27	444065C00300	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	309
29	444065C00400	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	784
30	444065C01101	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	123
31	444065C01200	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	141
32	444065C00700	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	1781
33	444065C00600	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	447
34	444065C00500	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	1
37	444065C00500	一の関	044440加美都色麻町一の関字高野北向-2	宮城四郎	加美都色麻町一の関字高野北向51番地	07	6

※所有者住所は『課税台帳』を反映し精度向上した上で利用することが望ましい。

## (2) 県森林GIS以外の補足・追加情報を収集

下記項目について伐採造林届出等で調査するとともに、必要に応じて林業普及指導員、森林組合等へのヒアリングにより、経営管理が行われていない私有人工林及び周囲森林等の情報を整理し、図面に追加着色し、林地台帳の地番データも追加整理します。

- 1 齢級：植栽本数が基準の75%以下、植栽木が被圧される等成林しない状況  
(1～5年生)
- 2～4 齢級：植栽木がそれ以外の樹木に被圧される等成林しない状況  
(6～20年生)
- 林道の状況や整備の見通し
- 森林経営計画の策定箇所
- 森林所有者から申出のあった森林（申出のあった森林の対応は手引きP24・25を参照下さい）  
等



### (3) 情報の整理と評価

手引き 19～

意向調査の対象候補森林（着色された森林）が少ない市町村は、単年度で意向調査を終えることも可能です。

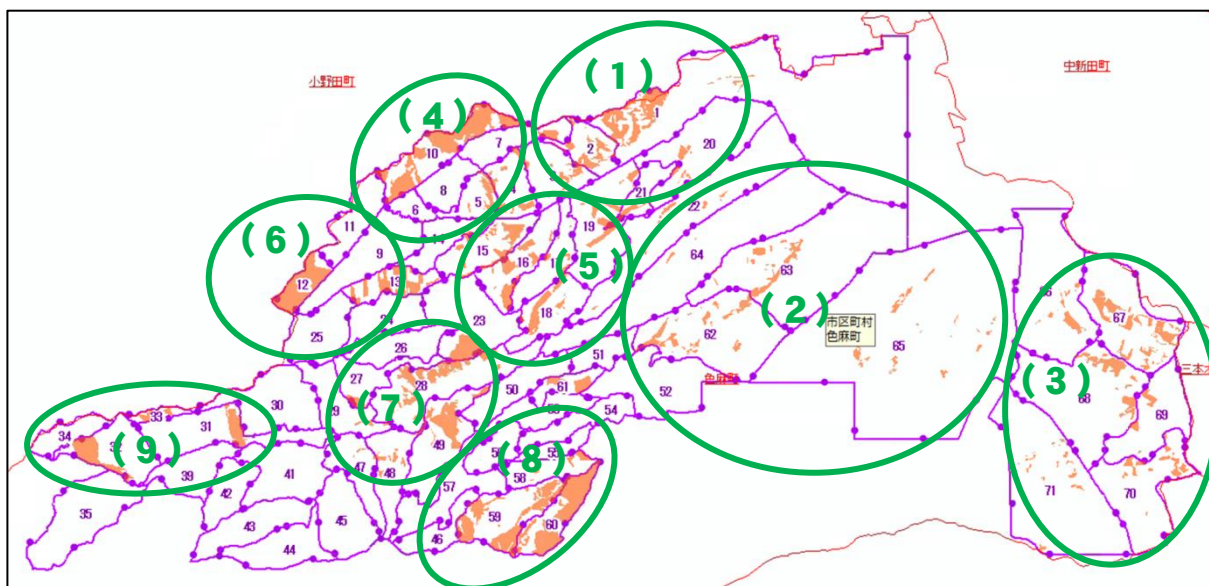
一方で、対象候補森林面積が大きい市町村は、意向調査を複数年度で実施することが想定されます。その場合、以下の状況等を勘案しながら、おおまかにエリアを分け、エリア毎に情報を整理し、評価します。

なお、複数年で意向調査を行う場合、最長15年で意向調査を終えるよう、計画的に意向調査を行うこととします（H30.12.21 付け H30 林整計第 713 号通知 森林経営管理法の運用について第5の2）。

#### 【評価の例】

- ① 間伐が遅れている
- ② 人工林資源の多い森林や林道の近接地等、効率的・安定的に経営管理を行うことができる「まとまり」がある
- ③ 森林経営計画対象森林に介在又は隣接
- ④ 森林所有者から市町村での経営管理権の設定の申出のあった森林の周辺
- ⑤ 森林所有者情報の整理状況 ※林地台帳の精度含む
- ⑥ 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無
- ⑦ 路網整備の状況や見通し
- ⑧ 緊急性（災害発生（危険）箇所等）
- ⑨ その他地域の実情

#### 【エリア分けの例】



【情報整理と評価マトリックスの例】

No.	① 要間伐面積	② 対象のまとまり	③ 経営計画介在	④ 所有者申出	⑤ 情報精度	⑥ 実施種の希望	⑦ 路網状況	⑧ 緊急性	⑨ その他	評価点
(1)	○	○	△	△	○	△	○	×		68点
(2)	×	×	×	×	×	×	△	×		28点
(3)	×	△	×	×	×	△	△	×		32点
(4)	△	○	×	×	○	△	△	×		49点
(5)	△	×	△	△	△	△	△	×		41点
(6)	△	△	×	×	○	△	△	×		44点
(7)	△	△	△	△	△	×	△	×		41点
(8)	○	○	○	○	○	△	○	○		85点
(9)	×	△	×	×	△	△	△	×		34点

①は主要基準として○＝20点，△＝10点，×＝5点で評価

※②～⑧はサブ基準として，○＝10点，△＝5点，×＝3点で評価

(○×△の配点例)

①要間伐面積：エリアとして定めた区域内の間伐対象面積率（着色率）（％）

○＝60％，△＝59～30％，×＝29～0％

②対象のまとまり

○＝対象森林が連続している

△＝概ねまとまりがある

×＝小面積で分散している

※ 評価項目や配点は例示であり，各市町村が地域の実情等を踏まえて決めることとなります。

※ 情報の整理に当たっては，必要に応じて現地調査を実施してください。



(4) 意向調査実施方針の決定

手引き 19～

(3) 評価マトリックスのように必要な情報が整理されたら、集積計画の必要性和意向調査の具体的な進め方（優先順位、調査予定期間、森林所有者への周知方法等）を検討し、決定します。また、検討に当たっては、市町村、県、森林組合、林業事業者、学識経験者等から構成される検討委員会等を設置することも効果的な手法の一つです。ここで決定した意向調査エリアが集積計画策定の候補地になります。

なお、優先順位決定後、新たに森林所有者から経営管理権設定の申出があった場合等評価内容に変化があった場合、次年度に向けて優先順位の見直しを検討することも必要です。

【優先順位の検討の例】

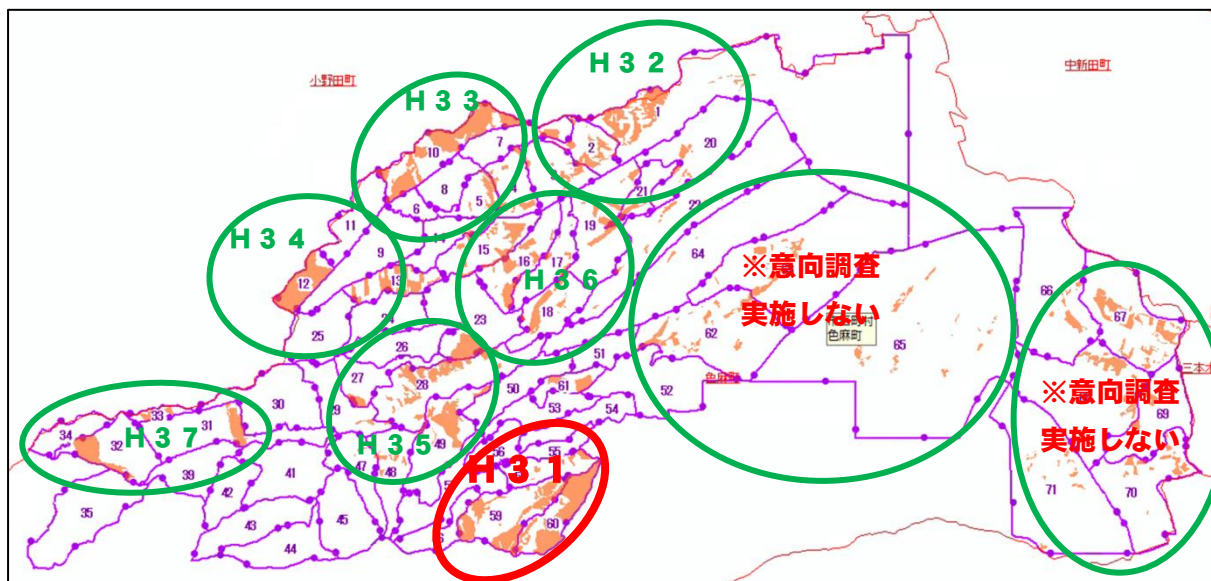
No.	① 要調査面積	② 対象のまとまり	③ 経営計画存在	④ 所有者申出	⑤ 情報精度	⑥ 実施権の希望	⑦ 路網状況	⑧ 緊急性	⑨ その他	評価点	優先順位	実施年度	コメント等
(1)	○	○	△	△	○	△	○	×	+10	78点	2位	H32	熊剥ぎ木多数有り緊急度高い。
(2)	×	×	×	×	×	×	△	×	-5	23点	8位	—	伐採跡地のため対象として不適切。
(3)	×	△	×	×	×	△	△	×	-10	22点	9位	—	集積計画の必要性無し。
(4)	△	○	×	×	○	△	△	×		49点	4位	H34	
(5)	△	×	△	△	△	△	△	×	+5	46点	5位	H35	優良木情報有り。
(6)	△	△	×	×	○	△	△	×	+10	54点	3位	H33	経営体の希望があり、再委託の可能性大。
(7)	△	△	△	△	△	×	△	×		41点	6位	H37	
(8)	○	○	○	○	○	△	○	○	+5	90点	1位	H31	危険度高く集積計画の必要性高
(9)	×	△	×	×	△	△	△	×	+5	39点	7位	H36	地域の要望有り

※⑨その他地域の実情として考慮する内容の例

- ・ 経営管理集積の必要性
- ・ 樹種情報（スギ人工林の整備を優先するべきと考えられるため）
- ・ 大径木、優良木などの情報 等

【調査予定期間の検討例】

平成31年度～平成37年度までの7年間とした例





#### 1.4.5 経営管理権集積計画の作成（以下、集積計画）

手引き 21～

意向調査実施後、所有者の意向（期間、伐期、更新樹種等）や、森林の状況（施業の実施状況等）を勘案した上で、集積計画を作成します。なお、所有者の意向は、意向調査の際に意向調査票等で確認することも可能です。

##### （１）意向調査結果の取りまとめ及び集積計画エリアの検討

###### ① 市町村に経営管理権の設定を希望する旨の返信があった場合

⇒ 市町村は意向調査の結果、市町村に委託する意向の回答が得られれば、『集積計画を定めるべき』かどうかを判断し、必要と判断される場合は、速やかに集積計画の作成手続を進めるよう努めることとします。また、計画を定めるべきか否かの判断については、下記を参考にしてください。

イ 経済性や規模、災害の危険性等からただちに経営管理権を設定すべきか否か

ロ 事業を実施して林業経営の効率化、森林管理の適正化を図る等法の趣旨に適合するか否か

ハ 森林所有者からの申出に係る森林を集積計画の対象としない場合の参考例を準用

① 森林所有者が主伐により収益を上げたにも関わらず植栽していない等、森林所有者が自らの負担により必要な施業を実施する必要があると認める場合

② 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な場合

③ 周囲の森林と一体として整備することが相当とするものとして認められない場合

（ア）天然林のように継続的に施業を実施する必要がない場合

（イ）申出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について経営管理意向調査を実施しても経営管理の集積・集約化が見込めない場合

（ウ）「経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安」（手引き

2-3-1参照）に該当しない等、市町村がただちに経営管理権を取得する必要がない場合

###### ② 意向調査票を郵送しても所在が不明である旨返信があった場合

⇒ 共有者不明森林又は、所有者不明森林の特例手続により集積計画を定めることも考えられます。

###### ③ 当該申出に係る森林を集積計画対象森林としないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした森林所有者に通知します。

##### （２）現地調査等情報収集（境界の明確化・隣接地の合意形成含む）

➢ 森林所有者の意向（期間、伐期、更新樹種等）

➢ 市町村森林整備計画との整合

##### （３）集積計画（案）の作成

##### （４）同意の取得

➢ 集積計画（案）により所有者及び関係権利者（地上権者、賃貸借等）全員の同意を得た上で、公告を行い、経営管理権を取得

##### （５）集積計画の公告

#### 1.4.6 経営管理集積計画の公告後

手引き 50～

- 経営管理権を取得した森林については、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林か、あるいは林業経営に適した森林かを検討し（「1.5 条件不利森林」参照）、林業経営に適さない森林であれば、市町村森林経営管理事業の対象とします。なお、市町村森林経営管理事業の財源には森林環境譲与税を充てることができます。
- 一方、林業経営に適した森林であれば、配分計画を策定し、民間事業者への再委託を検討します。
- 意向調査の過程で、市町村と所有者、民間事業者が同時に協議をして、集積計画案と配分計画案を並行して作成することも可能ですが、配分計画を定めるに当たり、民間事業者を選定する際には、公正で過程の透明性が確保された方法による必要があります。
- これら、林業経営の適否の検討や経営管理実施権配分計画の策定に必要な現地調査等の費用については、森林環境譲与税を充てることができます。

※ 当該項目については、本ガイドラインの次期更新の際に、内容を追加していきます。

## 1.5 条件不利森林

手引き 30~34

### 1.5.1 基本的な考え方

平成30・31年度税制大綱では、森林環境譲与税を財源として充てる市町村が実施する森林整備等については、「自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林」（森林吸収源対策税制に関する検討会資料では、「自然的条件からみて経済ベースで森林管理を行うことが困難な森林」としており、そのうち市町村に管理を委託された私有林が対象とされています。

そのため、森林環境譲与税を活用した間伐等の森林整備を行うに当たり、対象とする森林が、自然的条件に照らして林業経営に適さない森林、すなわち「条件不利森林」に該当するかどうかについて判断する必要があります。

一般的に、採算ベース又は経済ベースに乗らない不採算の森林とは、以下のように定義づけられます。

$$\begin{array}{l} \text{主伐時の正味売却額} < \text{育林費等} \\ \text{又は、} \quad \quad \quad \text{将来の収入} < \text{今後の必要経費} \end{array}$$

不採算の要因となる自然的条件については、一概には定義されていないものの、本県では下記の基準すべてに当てはまる森林を木材生産適地と定義しており、この木材生産適地以外の森林が、自然的条件を考慮した不採算の森林の目安になります。なお、森林情報システムを活用して林小班毎に該当森林を特定することが可能です。

#### 【木材生産適地の基準（すべてに該当するもの）】

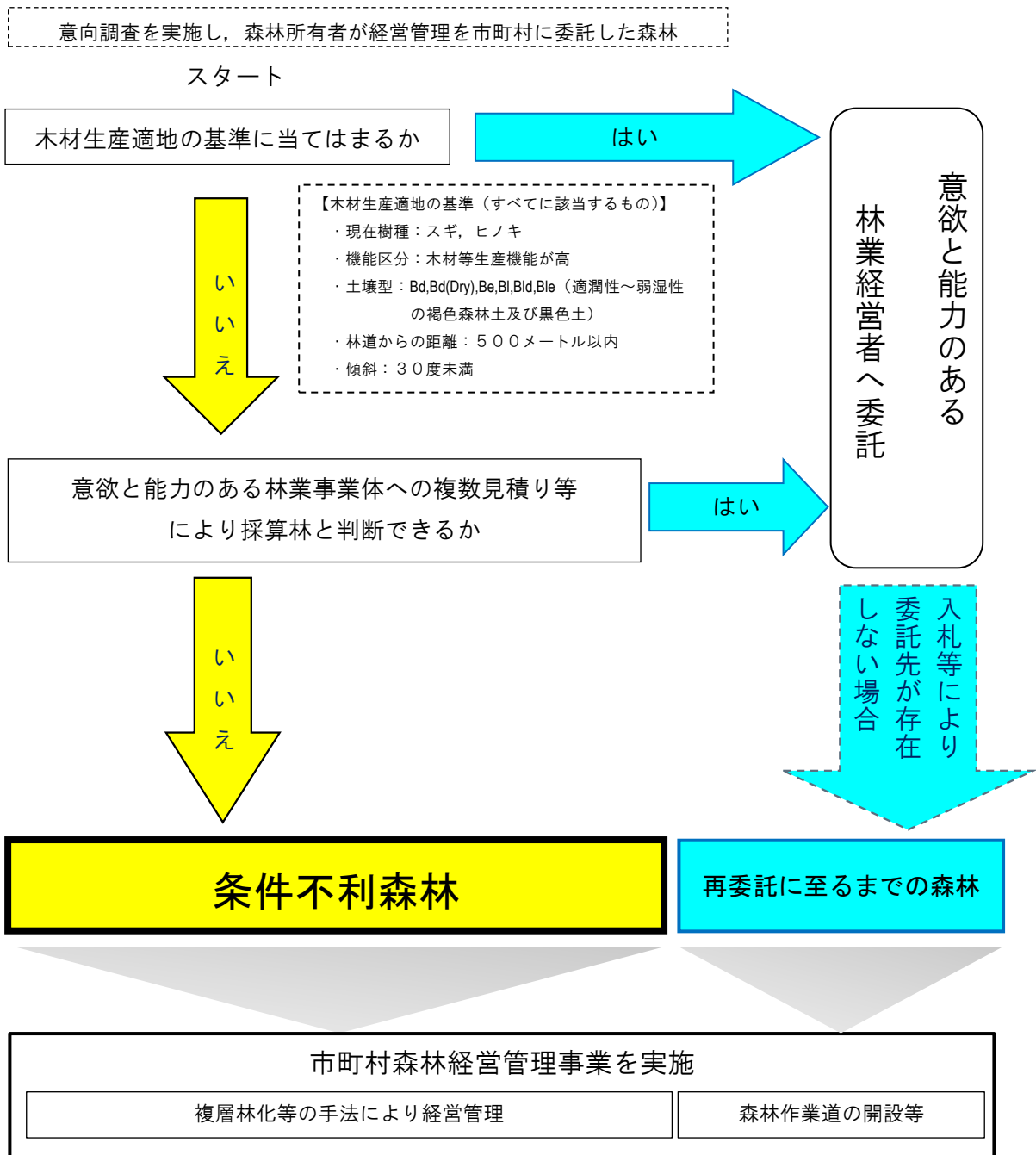
- ・ 現在樹種：スギ、ヒノキ
- ・ 機能区分：木材等生産機能が高
- ・ 土壌型：Bd,Bd(Dry),Be,BI,Bld,Ble（適潤性～弱湿性の褐色森林土及び黒色土）
- ・ 林道からの距離：500メートル以内
- ・ 傾斜：30度未満

ただし、木材生産適地と判断されたとしても、面積が小さいことにより、採算ベースに乗らないケースもあり、ある程度の面積（例えば、森林育成事業での搬出間伐の面積要件5ha以上）も考慮する必要があります。

そのため、自然的条件により採算林又は不採算林に区分けした場合においても、面積規模や伐採対象木の状況、森林作業道の整備などによる条件の変化によって、森林施業プランナー、林業普及指導員（フォレスター等）、地域林政アドバイザー等の専門家による判断が分かれる場合があります。また、林業経営者の能力や体制による判断の違いもあります。条件不利森林と判断するに当たっては、P20 フローを参考にしてください。



## 【条件不利森林等を判断するための参考フロー】



また、国では、森林経営計画の対象外であることが前提とされていることに留意願います。

なお、木材生産適地と判断し、意欲と能力のある林業経営者に委託を試みたものの、入札不調等により委託先が存在しない場合は、「再委託に至るまでの森林」として、市町村森林経営管理事業により、間伐による長伐期施業や再委託に向けた路網整備の実施を検討します。

森林環境譲与税を活用して路網整備を行った結果、森林施業の低コスト化が可能となり、再度、民間事業者への委託が可能な森林として区分できるようになることが期待されます。

## 1.6 市町村の使途事業

### 1.6.1 国の基本的な考え方

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下、譲与税法）において、使途については、

第34条 市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林の整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保，森林の有する公益的機能に関する普及啓発，木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

と規定されています。

また、森林環境税及び森林環境譲与税は、平成30・31年度税制改正大綱（以下、大綱）で、

- ① 所有者の経営意欲の低下や所有者不明の森林の増加、境界未確定の森林の存在や担い手の不足といった課題により森林整備が進み難い現状の中で、
- ② パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、
- ③ 自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林（以下、条件不利森林）について市町村自らが管理を行う新たな制度を創設することを踏まえて、創設されるものであり、地方団体は、こうした税の創設の趣旨を踏まえて適切に執行する必要がある。

と、規定されています。森林環境譲与税が地方譲与税であることを鑑みれば、その使途については、地方団体に一定の使途の裁量がありますが、森林環境税は目的税であることから、法令で定める使途の範囲で適切に執行される必要があります、使途を公表し説明責任を果たすことが求められています。

（トピックス）

H30.6.7 林野庁説明会における使途についての国の基本的な考え方

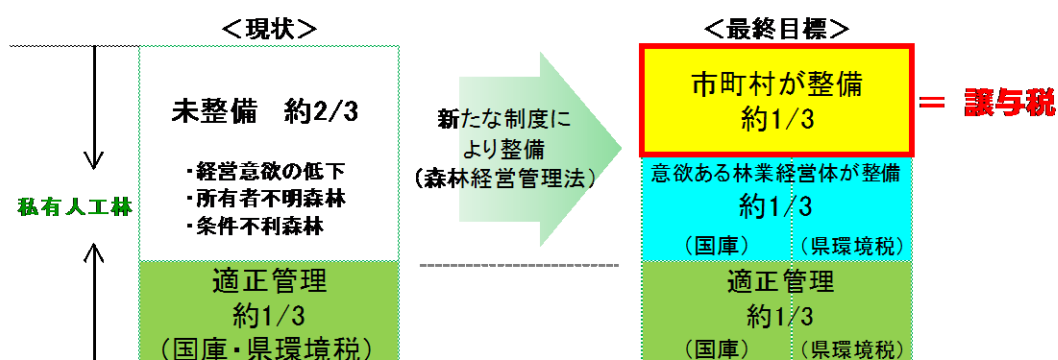
1. 地域の実情に応じて法令に定める予定（森林整備及びその促進に関する費用）の範囲で市町村等が事業を幅広く弾力的に実施できるものとする。
2. 地方譲与税なので、国として使途の詳細を示すことは馴染まない。市町村等が検討するうえで参考となる事例等の紹介を通じて地方団体に助言する。



## 1.6.2 県の基本的な考え方

### 1. 間伐等の森林整備を優先

森林環境譲与税の市町村用途事業については、関係法令等に基づき、市町村が自ら事業を創設していくことが基本となります。 県としては、1.6.1 で示した国の基本的な考え方や森林環境税創設の趣旨、地域特性等を踏まえ、森林環境税譲与税は、採算ベースに乗らない森林で市町村が自ら管理を行う間伐等の森林整備に充当することを基本に検討いただきたいと考えております。



市町村森林経営管理事業では、(1)「自然的条件に照らして林業経営に適さない森林」、いわゆる条件不利森林のほか、(2)「再委託に至るまでの森林」が、森林環境譲与税の対象とされています。

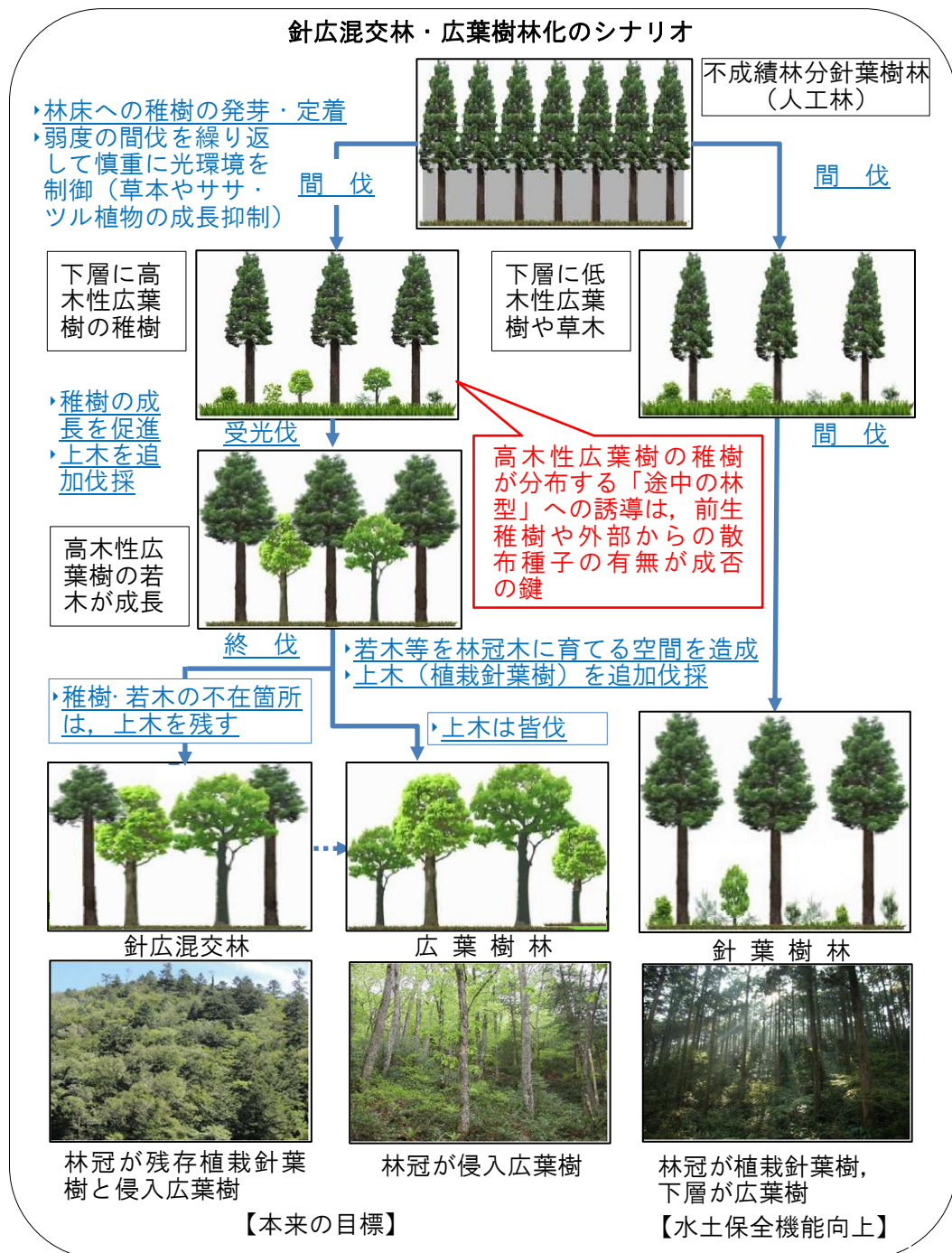
(1) 条件不利森林については、複層林化等の手法により経営管理を行うことと規定されています(森林経営管理法第33条第2項)。一方、(2)「再委託に至るまでの森林」においては、1.2 及び 1.5 で示したとおり「路網」の整備による高性能林業機械の導入や搬出システム確保による低コスト化の有無が大きく影響すると考えられます。このため、再委託に至るまでの森林においては、森林作業道等の整備を優先して実施し、民間事業者への再委託が可能な森林へと誘導していくことが望ましいと考えます。

- (1) 自然的条件に照らして林業経営に適さない森林 (条件不利森林)
- ① 間伐を繰り返して複層林化するなど、管理コストの低い針広混交林 (スギや広葉樹が交じり合った森林など) 等へ誘導
- (2) 再委託に至るまでの森林
- ① 市町村が主体となり森林作業道等を開設する
  - ② 意欲と能力のある林業事業体に経営を委託可能な森林へと誘導

※以下に、県の考え方を例示しますが、今回の整備指針等は事業推進上の参考であり、発注に当たっては各市町村の考えを基本にして差し支えありません。

(1) 『自然的条件に照らして林業経営に適さない森林』における針広混交林・広葉樹林等への整備指針

- 針広混交林・広葉樹林化は奥地に位置している等のため、経済的に成立しにくい針葉樹の人工林に新たな価値（生物多様性を高める等）を与えるものです。
- 暗い人工林に多様な広葉樹を導入して成長させることは容易でなく、失敗してもやり直せないため、自然のポテンシャルを引き出し確実に行う必要があります。



➤ 針広混交林・広葉樹林化の目的及び目標林型の設定

① 針広混交林・広葉樹林化の目的

現時点で不成績となった針葉樹人工林の針広混交林・広葉樹林への誘導の目的は、針葉樹人工林の単純な構造と手間のかかる管理から、樹種や構造が多様で水土保全や生物多様性機能に優れ、長期的に見て管理コストのほとんどかからない森林に導くことです。

針広混交林には何十年か先に木材生産に再転換される余地があり、50～80本/haの針葉樹大径木が高価値になっている可能性があります。

目標林型	機能	
針広混交林	水土保全・表土流出防止等	景観・生物多様性の維持
広葉樹林		多面的な機能を総合的に発揮
針葉樹林		(木材生産機能の回復)

※上記針葉樹林＝林冠が植栽針葉樹，下層が広葉樹

② 新たな価値を生み出す

- ▶ 経済的な価値：針葉樹に代わる木材生産，木材以外の林産物生産
- ▶ 保健・文化的な価値：景観，林内空間の利用
- ▶ 環境的な価値：地域にふさわしい生態系や生物多様性保全の場の形成

➤ 間伐すると高木性広葉樹が侵入してくるかどうか，事前に予測

① 高木性の混交樹種は，周囲林分の母樹の存在やスギ造林時に残った広葉樹根株の影響が大きく，種子供給源となる広葉樹林からの距離が近いほど種子供給の確率が高くなり，埋土種子や前生稚樹の存在，新たな実生の発生が期待できます。

② 本県に広く分布する高木性広葉樹は，コナラやミズナラ，クリなどです。これらの種子はノネズミ等により貯食散布（果実を動物が運び地中に貯え，その食べ残し等の種子が発芽するもの）され，ほとんどが30～50m以内に散布されます。

一方，これらの樹種は耐陰性が低く，適度な光強度がないと枯死してしまうことから，「前生稚樹」を形成することは少ないため，「散布種子」により更新を図ることになります。

➤ 上木をどのように伐っていけばよいか，事前・実行中に計画

① 高木性（樹高10m以上）混交樹種の侵入が見込まれる場合は，その樹種の生育要

因に留意した施業を行うことが必要になります。

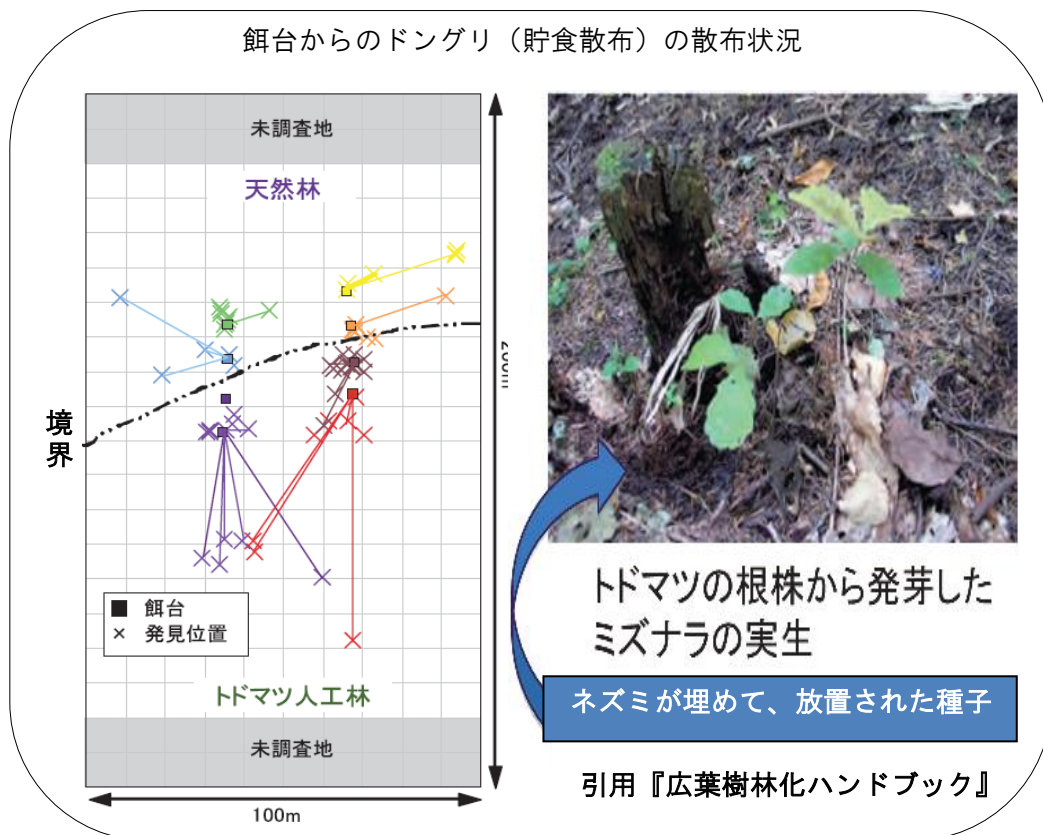
② 本県に広く分布する高木性広葉樹のうち、コナラやミズナラは中庸樹（半陽性）で、林床平均相対照度 30～50% で成長がよく、一方、この照度では高木性樹種の成長を妨げる陽性植物のススキやクズなどの成長は抑制されます。また、クリは陽樹で同 50% 以上で成長しますが、ススキやクズなども繁茂します。

③ 林床平均相対照度を 30～50% にするためには、樹冠疎密度を 0.5 以下にする必要があります。過密で林内が暗い（林床平均相対照度 3% 以下）20～50 年生（若齢段階）のスギ林等では、材積率 40～50% の間伐が必要です。

しかし、風雪害等のリスク（樹冠長率や形状比等で判断）を考慮すれば、「材積率 30% 程度の間伐回数を増やし（2 回）間隔を短く（5～6 年間隔）する。」など、時間をかけて広葉樹の更新に努めることが望ましいと言えます。

④ シカ等の被害が想定される地域では、防鹿柵の設置等の対策が必要です。

➤ 研究による知見等





広葉樹林化技術の実践的体系化研究  
—広葉樹林化を安全・確実に進めるための技術体系—（国研）森林総合研究所より

※ 詳細は、別冊『市町村森林経営管理事業指針（針広混交林等への整備）』を参照  
ください。



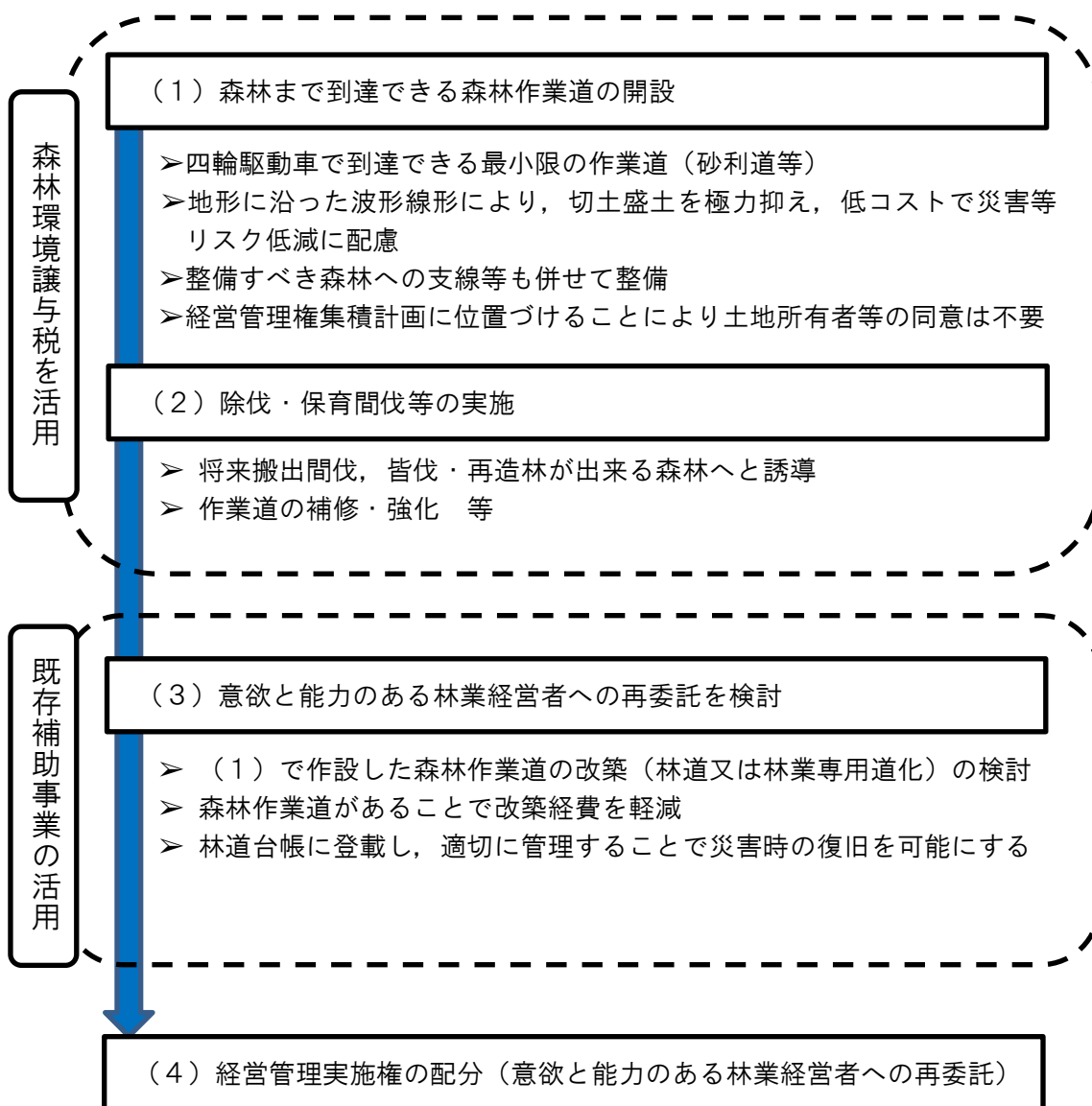
## (2) 『再委託に至るまでの森林』における森林作業道整備の考え方

「再委託に至るまでの森林」は、現状では路網等が整備されていないことにより、適切な保育等が実施されていない森林等が想定されます。

こうした森林については、森林作業道を作設して保育等の森林整備を進めることにより、将来、意欲と能力のある林業経営者へ再委託することの検討が必要と思われる。

整備する森林作業道は、維持管理等の負担を考慮し、森林の管理や保育作業に必要な規模とし、将来、木材搬出等を伴う際に林道や林業専用道に改築することが望ましいと考えます。

### 『再委託に至るまでの森林』における森林作業道整備のイメージ



① 路網を計画する上で必要な考え方

県では、「宮城県森林作業道作設指針」を作成しています。この指針を参考に低コストで災害にも強い森林作業道を計画することが重要なポイントとなると考えます。

【基本的な考え方】

- ① 森林管理や保育作業に必要な規模（四輪駆動車で到達できる最小限の作業道（砂利道等）規模）。
- ② 地形に沿った波形線形を基本とし、必要に応じて排水施設等も適切に設置することにより、災害にも強い丈夫で強固な作業道となる。将来、森林が成長し、収穫が出来るようになった際に、林業専用道や林道へと改築する場合も、改築経費の軽減が見込める。
- ③ 多くの保育間伐等整備すべき森林に到達できるよう、迂回ルートや支線等についても合わせて整備すること。

② 宮城県森林作業道作設指針の要点

1 縦断勾配

- 基本的にはおおむね $10^{\circ}$ （18%）以下で検討する。
- やむを得ない場合は、短区間に限りおおむね $14^{\circ}$ （25%）程度で計画する。
- $12^{\circ}$ （21%）を超え危険が予想される場合はコンクリート路面工等を検討する。

2 切土

- ヘアピンカーブの入口など1.5mを超えざるを得ない場合を除き、原則として1.5m程度以内とする。
- 切土のり面勾配は土砂の場合は5～8分、岩石の場合は3分を標準とする。（土質や近傍の現場の状況などを踏まえ検討した上で直切も可能。）

3 盛土

- おおむね1割より緩い勾配とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分～1割5分程度の勾配とする。
- 急傾斜地では、堅固な地盤の上にのり止めとして丸太組工、ふとんかごや2次製品を設置したり、石積み工法等を採用するなどして、盛土高を抑えながら、堅固な路体を構築する。

4 曲線部

- 林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮して曲線部の拡幅を確保する。

## 5 簡易構造物等

- 森林作業道は，土構造を基本とする。
- ただし，安全確保の観点や地形・地質，土質，幅員などの制約から構造物を設置する場合は，丸太組工，ふとんかご等の簡易構造物，コンクリート構造物，鋼製構造物などの中から，利用の頻度やコスト，耐用年数を考慮して選定する。

## 6 排水施設

- 路面の横断勾配を水平とし，波形勾配を利用した分散排水を行うことを基本とし，必要に応じて簡易な排水施設を設置する。
- 排水施設は，路面の縦断勾配，当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり等を考慮して，適切な間隔で設置する。
- 排水溝を設置する場合は，維持管理を考慮し，原則として開渠とする。
- 丸太を利用した開渠やゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は，走行車両の重量や足回りを考慮する。
- 横断排水施設の排水先には，路体の決壊を防止するため，岩や石で水たたきを設置したり，植生マットで覆うなどの処理を行う。

## 7 伐開

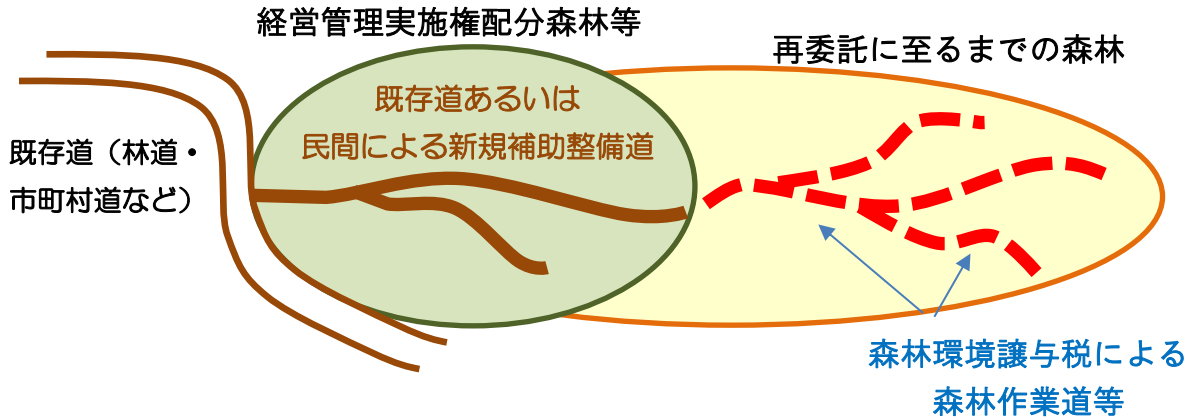
- 伐開は，施業地の斜面の方向や土質，地域の気象条件を考慮して必要最小限の幅とする。
- 路線沿いの立木は路肩部分の保護，車両の転落に対する走行上の安心感を与える効果もあるため積極的に残す。

作業道作設指針については，宮城県農林水産部林業振興課のホームページを参照してください。



③ 周辺の路網計画との調整

意欲と能力のある林業経営者に再委託し経営管理実施権が配分された森林や、森林経営計画により経営されている森林が隣接している場合は、周囲の路網計画についても把握し、計画線形等を調整しておくとい良いでしょう。



④ 整備するに当たっての同意取得

再委託に至るまでの森林で、森林作業道を整備する場合は、経営管理権集積計画に位置づけることにより、基本的には土地所有者等の同意は不要とされています。

⑤ 整備後の管理や災害発生時の扱い

作設した作業道は作業道台帳等に搭載し、しっかりと管理していくことが必要です。また、市町村森林経営管理事業を継続している間は、市町村が事業主体となり、路網整備後においても、草刈り、路面清掃などの管理経費や改良、補修等の経費に環境譲与税を充てることが出来ます。

作業道台帳の例（宮城県森林作業道実施基準より）

様式3

森林作業道台帳										台帳整理番号	〇〇〇		
施工年度	平成〇〇年度	事業名	所在地（林小班）		地内（ ）								
制限林の種類		制限林の手続		作業許可の期間		作業道使用期間		接続道路の状況					
		申請 平成〇〇年〇〇月〇〇日		許可 平成〇〇年〇〇月〇〇日		H〇〇年〇〇月〇〇日		H〇〇年〇〇月〇〇日		区分	路線名	幅員	管理者名
施工概要													
路線名		開設延長	全幅員(幅員)	事業費(補助金)		施工主体			交通災害保険加入状況				
		〇〇,〇〇〇.〇〇m	〇.〇〇m(〇.〇〇m)	〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(〇〇,〇〇〇,〇〇〇円)					保険の種類				
線形状況		構造物設置状況				制札・標札		遮断装置(ゲート)		保険会社の名称			
最小曲線半径		縦断勾配	横断排水工等		その他		有・無		(遮断物)		加入年月日	H〇〇年〇〇月〇〇日	
						有・無		( )		保険期間	始期	H〇〇年〇〇月〇〇日	
										終期	H〇〇年〇〇月〇〇日		
管理者										森林所有者			
名称		所在地		連絡先		0000-00-0000							
備考													
										【台帳登載年月日：平成〇〇年〇〇月〇〇日】			
										【台帳登載者名： 1】			

(注) 1 「接続道路の状況」の区分欄は、国道、県道、市町村道等とする。  
2 備考欄には、災害、トラブル等があった場合、実施主体、管理者等に対する措置状況を記入する。

⑥ 市町村森林経営管理事業の終了後の扱い

将来、再委託により意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権が配分された場合は、整備した森林作業道についても、同者が管理することとなりますが、林道又は林業専用道の開設を検討している場合は、市町村で管理することが望ましいと考えます。

⑦ 林業専用道などの開設（既存補助事業の活用）

市町村森林管理事業による保育間伐等の森林整備が進み、搬出間伐等が可能になった場合は、経営管理実施権が配分された周囲の森林や森林経営計画を策定している森林と、施業の集約化を図るため、森林作業道を改築し、林道又は林業専用道へ整備することを検討します。

すでに森林作業道があることで、林業専用道などの作設経費を軽減することが出来ます。一方、改築に伴い切盛土量の増大や法面の拡大により災害の危険性も高まることも考えられます。災害を受けた場合に国庫補助の対象となるように、林業専用道は、林道規程及び国の「林業専用道作設指針」に基づき開設した上で、林道台帳に登載するように計画しましょう。

開設に当たっては、非公共事業の定額補助などを活用できます。

## 2. その他（人材育成・担い手の確保・木材利用の促進・普及啓発等）

森林環境譲与税は、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の間伐等の森林整備を促進する費用に充当できます。このうち「人材育成・担い手確保」については、広域的に実施していくことが、合理的かつ効果的と考えられるため、県が主体となり市町村支援の一環として実施していくこととします。なお、各市町村が地域の実情に応じて独自に人材育成・担い手の確保の取組を実施することを否定するものではありません。事業の詳細は2.3 県の使途事業に示します。

「木材利用の促進、普及啓発」等については、現行のみやぎ環境税使途事業と一部重複する可能性があります。一方、森林環境税は、これまで国や地方が講じてきた施策だけでは森林整備が進まない現状を踏まえ、新たに創設されるものであることから、みやぎ環境税事業との関係を整理した上で、森林整備及びその促進のために、両税がそれぞれの目的や役割に沿って効果的に活用されるようにすべきと考えます。

なお、県としては、森林環境税創設の趣旨に基づき、市町村が自ら森林整備を積極的に実施していただくことが重要と考えており、その他、森林整備を促進するための事業（木材利用促進・普及啓発等）については、下記を参考に検討いただきたいと考えております。

＜その他のメニューを検討いただきたいケース＞

- ①都市部の市町村で間伐等を実施する山林が無いケース
- ②間伐等を実施する計画であるが、意向調査等に時間を要しているケース
- ③間伐等の計画・実施を優先した後、間伐等の森林整備を促進する事業が必要となるケース 等

(トピックス) Q みやぎ環境税と森林環境税等との関係は？

⇒ みやぎ環境税では森林所有者等が自発的に施業を行う森林を対象に間伐等を支援しています。一方で、森林環境税では、市町村が経営管理の委託を受けた私有林のうち、採算ベースに乗らない森林における間伐等の森林整備を対象としているため、森林整備については、基本的には重複しないものと考えています。また、みやぎ環境税で実施している住宅や民間施設等の木材利用促進に係る支援や、森林環境教育、植樹活動等の森林整備以外の事業については、下記の方針により整理しており、現時点では、森林環境税の創設に伴う既存の県事業の廃止等は予定しておりません。

なお、みやぎ環境税の用途については、平成31年度において精査することとしています。

【平成31年度事業の取扱い】

- 県事業・市町村支援事業ともに、森林環境譲与税の活用が可能な事業については、みやぎ環境税の対象から除く。
- ただし、市町村が森林環境譲与税を活用して実施可能な事業であっても、「県の施策として実施する必要がある事業」（広域的な実施の必要性、専門技術の確保など）については、みやぎ環境税の対象とする。

【参考】平成31年度みやぎ環境税事業：視点2 森林の保全強化)

事業種	事業名	事業内容	事業主体
間伐等の森林整備	温暖化防止間伐推進事業	・国庫補助の対象とならない小規模分散地等の間伐と作業道の整備に対する補助	市町村 森林組合 林業公社 事業者・個人
	温暖化防止森林更新推進事業	・造林未済地等への植栽補助 ・環境に配慮した伐採地での植栽への補助 ・防鹿柵の設置等に対する補助 等	市町村・森林組合・林業事業者等
		・海岸防災林復旧のためのクロマツ種苗を増産	県
	環境林型県有林造成事業	・県行造林の保育管理及び獣害対策（防鹿柵設置）を行う。	県
病害虫防除	特別名勝「松島」松林景観保全対策事業	・島嶼部などのマツクイムシ被害跡地等に抵抗性マツを植栽する。 ・枯損防止のため、価値が高いマツに樹幹注入する。	県
	里山林健全化事業	・ナラ枯れ被害の拡大防止を目的とした伐倒駆除に対し補助	市町村
		・景勝地に集積されている松くい虫被害処理材を搬出、バイオマス燃料としての利用に対し補助。	県 市町村
その他	森林マネジメント認証普及促進事業	・森林認証の取得を支援（セミナー開催・補助） ・認証使用製品の開発・普及支援（補助） ・森林吸収オフセットクレジット制度のPR	地域協議会 県
	みやぎ防災林パートナーシップ事業	・防災林に関する育林体験ツアー・シンポジウムの開催 ・防災林管理活動団体への講師派遣 ・防災林検討委員会の運営（県・活動団体・市町村・森林組合）	県
	みんなの森林づくりプロジェクト推進事業	・森林保全活動（倒木の除去、進入竹の伐採、植栽、作業道整備等）や環境教育等を行うNPO等に対する事業費補助	NPO 地域協議会
県産木材の利用推進	県産材利用エコ住宅普及促進事業	・優良みやぎ材等県産木材を使用した戸建ての木造住宅建築に対し補助 ・上記補助事業の申請審査・実績確認の業務を委託 ・県産材安定供給のため、生産工場の生産保管経費を補助	個人
	木の香るおもてなし普及促進事業	・民間の公共性の高い施設等において、県産材の利用による内外装木質化、木製品配備等に対し補助	事業者
	CLT建築普及促進事業	・CLTのトータルコスト低減に向けた低価格モデルプランの作成、ユニット化等による効率化等への支援	市町村 事業者
	木質バイオマス広域利用モデル形成事業	・3者協定（素材生産者・チップ加工者・施設設置者）による中小規模の木質バイオマス活用施設整備 ・施設設置者に対する森林由来の木質燃料調達支援 ・木質バイオマスボイラー、ペレットストーブ等の導入支援	市町村 公共的な施設の設置者

## 1.7 公表の手法

### 1.7.1 基本的な考え方

譲与税法において下記のとおり市町村及び都道府県は、森林環境譲与税の用途等を公表しなければならないと規定されていることから、決算を議会に上程したときは遅滞なく公表しなければなりません。

第34条第3項 市町村及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の用途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

### 1.7.2 具体的な手法等

#### (1) 公表時期

決算を議会に上程したとき

#### (2) 手法

市町村ホームページ等により公表

#### (3) 公表内容（例）

①森林環境譲与税の譲与額

②森林環境譲与税を使った事業内容（事業費，事業箇所，事業種）

➤ 経営管理意向調査業務 A=〇〇ha（〇〇地区）

➤ 市町村森林経営管理事業

・間伐 A=〇〇ha

・森林作業道  $\Sigma L = 〇, 〇〇〇m$  等

## 2章 県業務に関わる事項

### 2.1 森林経営管理制度における県の役割

県は、森林経営管理法第49条の規定により、市町村に対し、経営管理に関し必要な助言、指導、情報の提供その他の援助を実施します。これ以外にも、森林経営管理制度における県の役割として下記のようなものが挙げられます。

#### 【県の役割】

- ①森林所有者が集積計画に同意しない場合の裁定（法第19条）
- ②森林所有者の全部を確知できない場合の裁定（法第27条）
- ③意欲と能力のある林業経営者の選定・公表（法第36条）
- ④県による森林経営管理事務の代替執行（法第48条）
- ⑤市町村に対する助言・指導・その他援助（法第49条）
- ⑥林業経営者に対する指導・助言（法第45条）（P22）
- ⑦森林環境譲与税の内、県の使途事業の実施

### 2.2 推進体制

県では、森林経営管理制度の円滑な運用を図るため、平成30年度に「森林経営管理制度推進会議」及び各地方振興事務所（地域事務所）単位に「圏域推進会議」を設置しました。

また、平成31年度からは、市町村の相談対応や技術指導を担う「宮城県市町村森林経営管理サポートセンター」を設置します。

今後は、「宮城県森林経営管理制度推進方針」により、県の推体制等を明確化していくとともに、各市町村の現状や課題を把握した上で、関係団体との連携のもと、推進体制を強化していきます。

#### 【イメージ】



## 2.3 林業普及指導員等による技術支援

林業技術総合センター及び各地方振興事務所（地域事務所）に配置されたフォレスターや林業普及指導員が、前述した「市町村森林管理サポートセンター」と連携しながら、技術指導・支援を行います。

- ①森林経営管理制度の運営に係る技術指導・支援  
（例：意向調査支援，所有者不明森林の公告による権利設定指導，経営・管理を進めるための計画の作成支援，等）
- ②意欲と能力のある林業経営者への委託に係る技術指導・支援  
（例：林業経営を委ねるための計画の作成支援，）
- ③再委託できない森林の管理（間伐等の実施支援）  
（例：森林整備事業の積算支援，間伐等業務委託支援，等）

## 2.4 県による代替執行

県による事務の代替執行は，市町村における森林の立地条件などを勘案し，広域で一体として執行したほうが効率的に実施できると判断される場合などを想定していますが，県内市町村において近隣に事務の共同処理を行うべき市町村等がない場合に，市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の趣旨を踏まえつつ運用していきます。

## 2.5 県の使途事業

2.5.1 森林環境譲与税の県の使途については，譲与税法に下記のとおり示されています。

### 第34条

市町村は，譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 森林整備に関する施策
- 二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保，森林の有する公益的機能に関する普及啓発，木材の利用（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第2条第2項に規定する木材の利用をいう。）の促進その他の森林の整備の促進に関する施策

2 都道府県は，譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。

- 一 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項各号に掲げる施策の支援に関する施策
- 二 当該都道府県の区域内の市町村が実施する前項第一号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策
- 三 前項第二号に掲げる施策



## 2.5.2 県の支援事業

県では森林経営管理法及び譲与税法の規定に基づき、市町村が実施する事業が円滑に推進されるよう、平成31年度から当面、下記事業を実施していくこととしています。

なお、「人材育成・担い手育成」関連事業については、1.5.2で示したとおり、広域的な視点で事業を実施することが効果的と考えられるため、県事業として実施する予定です。

### (1) 市町村森林管理サポートセンター設立事業

市町村の森林経営管理制度業務を側面から支援する機関を（一社）宮城県林業公社内に設立し、森林経営管理等に関する相談対応、技術支援のほか、研修会等を開催します。

### (2) 意欲と能力のある林業事業者育成事業

森林の経営管理を効率的かつ安定的に行うことができる「意欲と能力のある林業経営者」を育成・確保するため、各種研修等を実施します。

#### ① 森林マネジメント力強化支援

「意欲と能力のある林業経営者」のマネジメント力強化に向けた研修の開催

#### ② 森林施業プランナー養成研修

#### ③ 森林作業道作設オペレーター育成研修

#### ④ 森林作業道作設オペレーター指導者研修

#### ⑤ 安全講習・技能講習等助成支援

### (3) 地籍図に合わせた森林計画図の修正事業

森林経営管理制度を推進するための基礎資料となる森林情報の精度向上を図るため、地籍図に合わせ森林計画図を修正し整合を図ります。

### (4) 森林経営管理制度推進に係るGISシステム運用事業

森林経営管理制度を推進するための基礎資料となる森林情報管理システムを運用します。

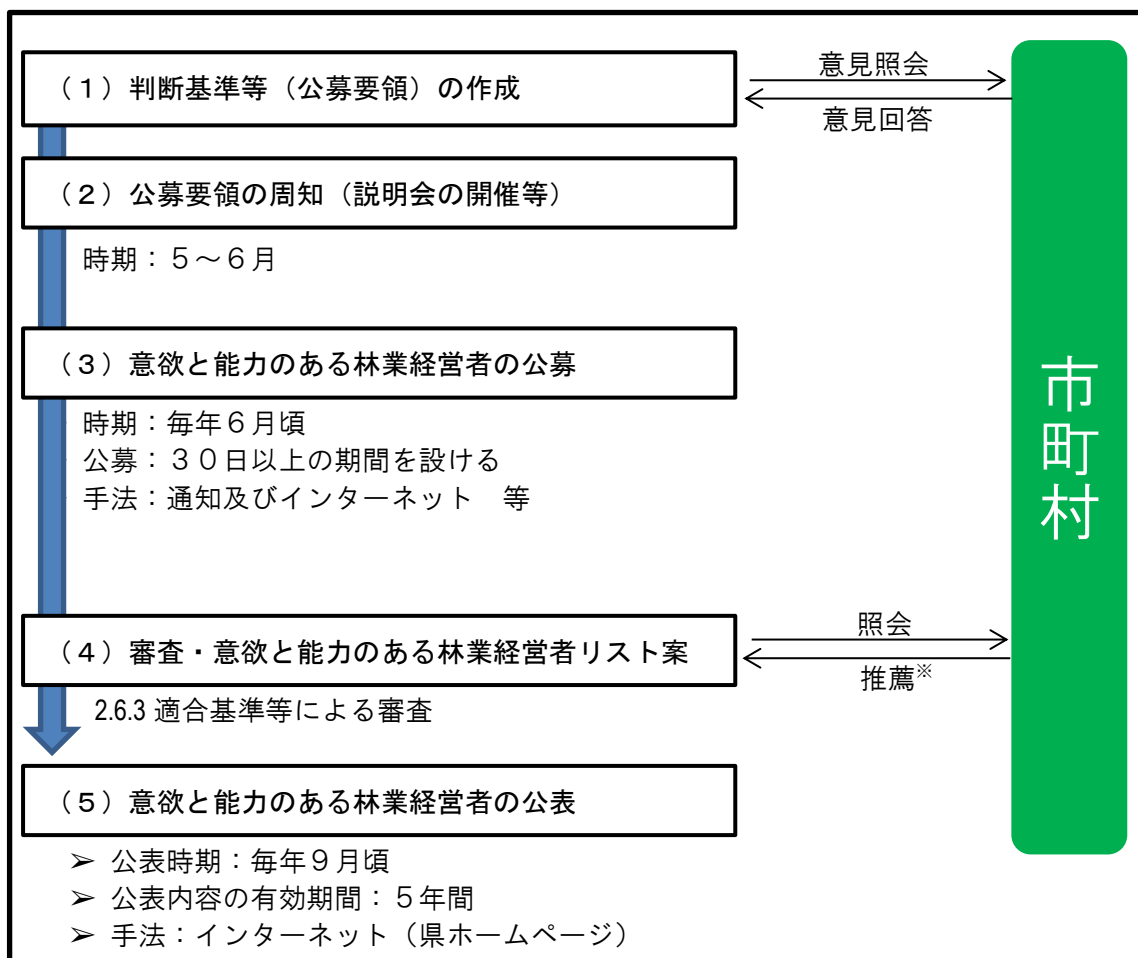
## 2.6 意欲と能力のある林業経営者の選定

手引き 54～

### 2.6.1 基本的な考え方

県は、市町村が、民間事業者を選定する際の『意欲と能力のある林業経営者』を公募し、森林経営管理法要件の適合の有無について審査した上でリストを作成し、公表していきます（森林経営管理法第36条）。市町村は、配分計画を定める場合には、このリストの中から民間事業者を選定する必要があります。

### 2.6.2 意欲と能力のある林業経営者の公表フロー



#### ※ 市町村による意欲と能力のある林業経営者の推薦

県では、応募のあった民間事業者に関する情報を整理した上で、公表する前に、リスト等を市町村に提示することと考えており、その際、市町村は法の要件等を踏まえて、必要に応じて公表すべき民間事業者を推薦することができます。

県はこの推薦の意向も踏まえた上で、リストを作成し・公表していきます。

### 2.6.3 適合基準

「意欲と能力のある林業経営者」は、高い生産性や収益性を有するなど、森林所有者等の所得向上につながる効率的かつ安定的な林業経営を実現することや、主伐後の再造林を実施するなど森林経営の継続性の確保をしなければいけません。選定に当たっては、次の11の項目等に沿って県が審査を行います。

- (1) 素材生産の生産量又は生産性の増加
- (2) 生産管理又は流通合理化等の取組
- (3) 造林・保育の省力化・低コスト化
- (4) 主伐後の再造林の確保
- (5) 生産や造林・保育の実施体制の確保
- (6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- (7) 雇用管理の改善と労働安全対策
- (8) 事業の合理化
- (9) コンプライアンスの確保
- (10) 常勤役員の設置
- (11) その他（地域の事情を踏まえた基準）

### 2.6.4 意欲と能力のある林業経営者公表のイメージ

公表番号	民間事業者名	代表者職氏名	住所	業種	経営管理実施権の希望市町村	グループ	現場作業職員数	林業機械の保有台数	森林施業プランナー数	森林作業道作設オペレーター数
20001	〇〇森林組合	代表理事組合長 〇〇	〇〇市〇〇番地	素材生産業・造林・保育	仙台市, 名取市, 岩沼市	A	5	6	3	2
20002	株式会社〇〇	代表取締役 〇〇	〇〇市〇〇番地		県内全域	A				
20003	〇〇森林組合	代表理事組合長 〇〇	〇〇市〇〇番地		県大河原圏域	B				
20004	株式会社〇〇	代表取締役 〇〇	〇〇市〇〇番地		県気仙沼圏域	B				
20005	〇〇森林組合	代表理事組合長 〇〇	〇〇市〇〇番地		気仙沼市, 南三陸町	C				
	⋮	⋮	⋮			⋮				

数値的グループ分類		グループ
事業量・生産性	生産量5,000m <sup>3</sup> , 主伐10.0/人日, 間伐6.0人日以上(全て達成)	A
	生産量5,000m <sup>3</sup> , 主伐10.0/人日以上	B
生産量5,000m <sup>3</sup> , 間伐6.0/人日以上		
	主伐10.0/人日以上	C
	間伐6.0/人日以上	
	生産量5,000m <sup>3</sup> 以上	
	未達成(目標設定のみ)	D

### 3章 基金条例の制定

#### 3.1 基金条例の必要性

森林環境譲与税を活用した施策については、毎年度計画的に執行されることが望ましいが、下記のケース等により単年度の執行が難しい場合は地方公共団体において条例を定め、基金を設置し、後年度に執行することが認められております。

ケース1)：単年度の譲与額が少額で複数年まとめて執行したほうが効果的である場合  
ケース2)：森林所有者との調整の遅れから年度内での執行が難しくなった場合

森林環境譲与税等の譲与が始まる当初においては、1.2で示したような市町村の実施体制が整わない事態も想定されることから、基金条例を設置した上で、計画的かつ効果的に森林環境譲与税等を活用することが必要と考えます。

#### 3.2 基金条例の例

(参考)	宮城県森林環境整備基金条例	平成〇〇年〇月〇〇日 宮城県条例第〇〇〇号
(設置)	第一条 森林の整備及びその促進に関し市町村が実施する施策の支援等に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。	
(積立て)	第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。	
(管理)	第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。	
(運用収益の処理)	第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。	
(処分)	第五条 基金は、森林の整備及びその促進に関し市町村が実施する施策の支援等に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。	
(繰替運用)	第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。	
(委任)	第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。	
附 則	この条例は、平成31年4月1日から施行する。	

### 3.3 制定スケジュール

譲与税法において譲与は毎年9月と3月の2回に分けて譲与される見込みであるため、基金条例については、平成31年9月の譲与が行われる前に制定することが望ましいと考えます。

(トピックス) 市町村事業の進行のイメージ

私有林人工林面積が大きな市町村については、「意向調査」が完了するまで相当な時間がかかるものと想定されます。したがって、各事業の進捗等を勘案しながら、計画的に事業を進行管理することが肝要です。

(例) 初年度「意向調査」,

2年目「意向調査」＋「森林の現況調査」

3年目「意向調査」＋「森林の現況調査」＋「市町村森林経営管理事業」

※単年度で予算を使い切れない場合や譲与税額が過少で事業が実施できない場合等は、基金に積み立てて、次年度以降、必要な事業に充当することで、効果的に森林環境譲与税を運用することができます。